

顧問及び相談役に関する規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人宮城県理学療法士会定款第21条に基づき、顧問及び相談役に関する事項について、円滑かつ明瞭に運営することを目的として定める。

第2章 顧問

(顧問職務及び分野)

第2条 顧問は、本会に助言を与えるもので、次の分野から推薦する。

- (1) 学術分野
- (2) 法律分野
- (3) 税務分野
- (4) その他の分野

(顧問委託)

第3条 顧問は、理事会の推薦により、会長が委託する。

- 2 顧問には、理事会の承認を経て相応の謝礼金を支払うことが出来る。
- 3 会長は委託に際し、顧問契約書を作成し契約を交わすものとする。

(顧問員数)

第4条 顧問の員数は若干名とする。

(顧問の任期)

第5条 顧問の任期は、委託した会長の在任期間とする。

(顧問の招聘)

第6条 顧問は、必要に応じて理事会その他の会合に招聘できるものとする。

- 2 顧問の理事会その他の会合への招聘に係る経費は、別途これを支給する。

第3章 相談役

(相談役職務)

第7条 相談役は、理事会その他会合に出席し、会務についての相談に応じることを職務とする。

(相談役委託)

第8条 相談役は、理事会の推薦により、会長が委託する。

- 2 相談役は会長、若しくはそれに準ずる役職経験者より推薦する。
- 3 前項は、任意団体宮城県理学療法士会における経験を含むものとする。
- 4 相談役は無報酬とする。但し、理事会その他会合に出席するために要した経費については、これを支給する。

(相談役員数)

第9条 相談役の員数は若干名とする。

(相談役の任期)

第10条 相談役の任期は、委託した会長の在任期間とする。

- 2 相談役は、会長への届出により任意に職を辞することができる。

第4章 雑則

(定めのない事項)

第11条 この規程に定めのない事項については、理事会において協議するものとする。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、理事会により協議し、承認をもって成立する。

(附則)

- 1 この規程は、令和8年4月16日より改正施行する。